

住宅用家屋証明書

- ・租税特別措置法施行令
 - (イ) 第41条
 - ・特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - ・特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - ・認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外
- ・租税特別措置法
 - (ハ) 第75条(抵当権設定登記)

の規定に基づき、下記の家屋 [年 月 日] { (ニ) 新築 } { (ホ) 取得 } が、

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	富士市
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競売

令和 年 月 日

富士市長